平成２５年（フ）第１４００１号
千葉県船橋市高根台３丁目２―205―３
債務者　三田　幹夫
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４００５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南２丁目４－１ウィンパレス鈴木Ⅱ番館206
債務者　後藤　雅美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４００６号
東京都板橋区大谷口１丁目36―３―101
債務者　庄子　次男
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０１３号
東京都板橋区大谷口上町61―５　かみちょう住宅二号館201
債務者　村田　藤枝（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０１８号
東京都東大和市清原１丁目１―32―409
債務者　石井　雄二
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０２６号
東京都板橋区赤塚４丁目10―10―201
債務者　西村明日香（旧姓滝口）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０３２号
東京都江戸川区西瑞江３丁目17―17
債務者　佐藤　邦一
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０３３号
東京都豊島区巣鴨２丁目16―３―204
債務者　眞島まゆ子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０３４号
埼玉県川越市大字久下戸１－１　川越久下戸団地４―101
債務者　鈴木　正己
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０３９号
東京都江東区南砂６丁目４－６―407
債務者　田中富士子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０５４号
東京都江戸川区西葛西６丁目21―17―401
債務者　中島　　豊
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０６５号
東京都江東区辰巳１丁目９―53―101
債務者　十川　久男
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０６６号
東京都青梅市大柳町1572―１―201
債務者　岸野　浩士
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０６７号
千葉県八千代市勝田台南２丁目22―Ｃ―203
債務者　岡村絵梨子（旧姓神林）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１６号
静岡県島田市道悦２丁目18番８号　シプレスアルディアＢ105号室
債務者　望月メルリン　マリアこと　モチヅキ　メルリン　マリア　ムスタシサ
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

第明治三十五種郵便物認可